

令和7年度第3回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年6月25日(水) 午後1時30分から午後3時まで

2 開催場所 利府町役場2階 第3会議室

3 出席者 (農業委員9名 推進委員5名) 計14名

会	長	1番	渡	邊	賢			
委	員	2番	鈴	木	ハマ子			
委	員	3番	桂	嶋	賢一			
委	員	4番	小	幡	康子			
委	員	5番	櫻	井	孝一			
委	員	6番	伊	藤	英樹			
委	員	7番	菊	地	豊志			
委	員	8番	郷	家	百合子			
委	員	9番	小	林	寅雄			
推	進	委	員	10番	庄	司	安	伸
推	進	委	員	11番	板	橋	秀	之
推	進	委	員	12番	伊	藤	信	一
推	進	委	員	13番	高	橋	信	博
推	進	委	員	14番	赤	間	良	一

農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 真文

事務局 鈴木 俊也、橋本 遼翔、小西 芹奈

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

7番 菊地 豊志 委員

8番 郷家 百合子 委員

日程第2 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定について

日程第3 協議第2号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。

会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

【第3回利府町農業委員会総会】

1 開 会

局 長 本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。
それでは、ただ今から、第3回 利府町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、渡邊 ^{かたし}賢 会長から ご挨拶をお願いします。

2 挨拶及び会長報告事項

会 長 開会の挨拶（及び報告事項）

局 長 有難うございました。
それでは、議事に入らせていただきます。
議事進行につきましては、利府町農業委員会会議規則 第4条の規定により、
会長がその議長となり議事を整理するとなっております。
それでは、ここからの議事進行につきまして、渡邊会長をお願いします。

議 長 それでは、議事に入らせていただきます。
ただ今の出席委員は、農業委員9名、推進委員5名の計14名です。

議 長 日程第1 「会議録署名委員の指名」

会議録署名委員の指名を行います。

7番 菊地 豊志 委員、8番 郷家 百合子 委員をお願いします。

議 長 日程第2 「議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する
意見決定について」を議題とします。

それでは、事務局から2ページ申請番号1の内容の説明をお願いします。

事務局 それでは、資料の2ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定についてでございます。

申請番号1の内容についてご説明いたします。

番号1の申請ですが、土地の無償譲渡による所有権移転の設定となります。

申請者ですが、譲渡人が[]地区の[]さん、譲受人が[]地区の[]さんです。両者の関係性は姉と弟です。

位置図について3ページ、現況写真については、今回、本案件1件だけとなりますので、写真画像1枚だけ別で配布させていただいておりますのでそちらをご覧ください。

また、申請地でございますが、最近分筆を行っているので、資料に掲載している位置図には内容が反映されておられません。

公図の写しを別で配布しましたので併せてご覧ください。

申請地は加瀬字窪39番3であります。

地目については、登記簿、現況とも畑であり、面積が120㎡で、市街化調整区域内の農地となります。

転用事由は駐車場であります。

今回の申請地についてのこれまでの動きをご説明いたします。

まず、3ページの位置図にございます今回の申請地を含めた「加瀬字窪39番」という畑1筆、大きい1筆が元々ございました農地です。

この土地の所有者が申請者の弟である[]さんです。

この一部を姉夫婦の住宅地にということで、昭和60年3月4日に分筆し、「窪39番」の土地を「窪39番1を畑」、「窪39番2を宅地」として2筆に分けました。

補足ですが、当地区は市街化調整区域ですので「窪39番2」に住宅を建てることはできません、都市整備課にも確認してみましたが、本地所有者の[]さんの当時の自宅が、[]さんの自宅の向かい側の「台城64番地」であり、農地を所有されていることから、分家住宅として当時建設が許可されたものと想定されます。

今回、姉の[]さん宅の駐車スペースを確保するため、申請地である部分を駐車場とするため、本年5月26日に「窪39番1」からさらに分筆を行い、申請地を「窪39番3」とし、自宅隣接地としております。

現状登記簿上は「加瀬字窪39番」が畑・宅地・畑の3筆になっております。

これまでは、今回の申請部分のさらに一部分に車両を駐車していたようではありますが、ご自

宅を訪問される方もおり、駐車スペースが足りず、本来であればもっと早く手続きをすればよかったのですが、今回正式に手続きしたいとの相談から今回の申請となったものであります。

市街化調整区域内の農地転用案件で転用事由が駐車場ということで、事前に県に協議する必要がありますので、県担当に内容を説明し確認していただいております、現段階では特段問題ないとの回答をいただいております。

当該地の被害防除計画としましては、雨水等については自然浸透での対応とし、汚水等の処理はなく、駐車場としての整備にあたり、土砂等流出の恐れも特段ないものと考えられます。

御自身で簡単な駐車スペースを整備するとのことですが、近隣へ被害を及ぼさないよう配慮を行うとのことでした。

審査基準については、事業者の資力及び信用、並びに周辺の営農条件に悪影響をあたえないということで、基準を満たしております。

議 長 次 に、現地確認等の結果について、

番号1は現地が加瀬地区になりますので、5番 櫻井 孝一 委員から、補足説明願います。

2 ページ 番号1

5 番 櫻井 孝一 委員

こちらの現地についてですが、申請についての内容はただいまの事務局の説明のとおりなんですが、今回の申請者が申請地にプレハブを建ててしばらく住んでいたんですね、今住んでいる自宅を建てる前になりますけど。仮住まいですね。

今回の申請地の向かいに■■■■さんのご自宅があるんですけど、すでに自宅を売却され引っ越されております。

自宅を建てたけれども、駐車場としてのスペースは設けていなかった。

駐車スペースがないから駐車場として整備したいということで申請が上がってきたものです。

事後承諾という感じになってしまうと思うので、どのような見解を出すかだと思います。

事務局 土地家屋調査士が来られて、申請者本人も来られましたが、昔は畑の部分について少しのスペースだけですが作付けされていた、残りは植木を植えていたという話をされたのですが、ここは利用していなかったのでしょうか？

櫻井 孝一 委員

駐車スペースとしては使っていましたよ。

伊藤 信一 委員

これ、写真を見るだけでもおかしいじゃないですか？

駐車場として使ってますよね。

だから、何で5月にこの申請が上がってきたのかってことですよ。

すでに駐車場として使っていたわけですよね？

顛末書を添付いただいての追認ということになりますよね、これは。

櫻井 孝一 委員

今の自宅を建てるときに、駐車場は必要になるわけですから、今回の申請地を分筆して駐車スペースとして活用するようにしていればよかったわけなんです。

伊藤 信一 委員

分家住宅を建築したのって昭和60年の話ですよ。

櫻井 孝一 委員

そう、40年くらいはたってるね。40年は過ぎてる。

渡邊 賢 会長

ということは、この土地は40年間駐車スペースとして使われてきたということですか？

櫻井 孝一 委員

そう、使ってました。使ってたはずですよ。

その前にはこの申請地に仮住まいもしてたから。

仮の住まいはどうしたのかわからないけど、後は駐車スペースになっていたということだと思います。

ナンバープレートのない車がずっと停められていたんです。

そういう状態だったので、農地という認識はなかったですね。

議長 それでは、内容の説明についてはただいま聞いたとおりなんですが、その他に質問等ございませんか？

赤間 良一 委員

加瀬字窪39番3というのは畑なんですよ？

畑なんですから雑種地に地目変更すれば問題はないんじゃないですか？

駐車場として整備したわけではないですし、今回畑の一部を駐車スペースとして使用するために分筆をしたのですから、農業委員会への事務手続きを行えばよろしいのではないかと思います。

伊藤 信一 委員

最近見受けられるパターンですよ、農地法を理解しないままやってしまう。
ですから、ここでは追認という形で認めるしかないと思います。

事務局

駐車スペースとしてずっと使っていたという説明はされなかったんです。
以前もございましたが、やはり顛末書を提出いただいての追認という形でお認め
いただいてということになるのではないのでしょうか？

伊藤 信一 委員

そうよね、まず、畑ということがわからなくて違う用途で使っていたと。
いわゆる追認ですよ。

櫻井 孝一 委員

どうにかなりませんかと私も言われたんです。
いや、ちょっと難しいでしょうねと、同じような案件が多くなっているのでは
かしら一筆書いていただくようになるかもしれませんよとは伝えたんですね。

事務局

39番3の部分は、今回分筆を行っておりますので、この部分について駐車場
にしたいということで許可申請書を提出することは可能になったわけです。
ですが、現地の状況が状況だけに、やはり顛末書をもらって、通常の申請で
はなく追認という形で県に提出するということがいけるのでしょうか？

議 長

それではただいまのような考え方で、本案件について、原案通り許可・決定す
ることに賛成の農業委員の方は挙手願います。

【全員挙手】

全員が賛成でございますので本案は原案の通り決定します。

議 長

次に、「協議第2号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評
価（案）について」を議題とします。

それでは、事務局から資料4ページからの内容について説明をお願いします。

事務局

続きまして、協議第2号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・
評価（案）についてご説明いたします。

資料の4ページをご覧ください。

先月の総会で令和7年度の目標設定について協議し、承認をいただいたところですが、今回は、昨年令和6年度の農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実績を公表するため、「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について、協議するものであります。

この案件について承認が得られた場合、農業委員会等に関する法律第37条、農業委員会等に関する法律施行規則第15条及び平成28年の農林水産省通知に基づき利府町ホームページにて公表するものであります。

資料5ページをご覧ください。

内容につきましては、令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ということで、昨年の5月に設定しました目標に沿いまして、各委員の皆様のご協力のもと取り組みました内容の結果となります。

まず、ローマ数字のⅠ 農業委員会の状況の 1 農業の概要ということで、町内農地に係る面積を掲載しております。

耕地面積につきましては、耕地及び作付面積統計における数値となります。

経営耕地面積につきましては、農林業センサスに基づく数値を記載と指定されておりますのでセンサスの数値を記載しており、表に記載のとおりとなります。

農業センサスに基づく数値ですが、農業センサスは農業者へのアンケート調査結果を集計したものになります。

アンケート調査ということになりますので、当然未回答の農業者もいることから、農地台帳面積の数字とは合わないことにはなってしまう。

次に、農家数でございます。

総農家数が301戸、自給的農家数が106戸、販売農家数が195戸となっています。こちらにつきましても農林業センサスに基づく数値となります。

参考までに自給的農家以降の捉え方をご説明します。

別紙でお配りさせていただきましたのでご覧ください。

まず、【農家】の考え方です。

主に米や野菜、果物などの農作物を栽培したり、畜産や養蚕などを営むことで生計を立てている世帯のことです。統計上では、経営耕地面積が10a以上、または農産物販売金額が年間15万円以上の世帯を指します。

次に、【自給的農家】です。

主に家族の食料を生産することを目的とし、経営耕地面積が30a未満で、かつ農産物販売金額が50万円未満の農家を指します。

次に、【販売農家】です。

主に農産物を販売することで収入を得る農家。

具体的には、経営耕地面積が30a以上、または調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家を指します。

※農林業センサスのアンケート調査が令和6年度実施ですので、その調査期日前1年前となり、令和5年度の数値が最新の農林業センサスの数値となるものです。

次に、【主業農家】です。

農業所得が農業外所得よりも多く、65歳未満の農業従事者がいる農家を指します。

次に、【準主業農家】です。

農業外所得が農業所得よりも多く、65歳未満の農業従事者がいる農家を指します。

最後、【副業的農家】です。

65歳未満の農業従事者がいない農家を指します。

農業就業者数につきましては、農業者数 232 人の内、女性 87 人、40 代以下が 10 人となっています。こちらの数値も農林業センサスの数値となります。

昨年度、新しい2025農林業センサスの調査がございました。

現在その数値がまとめられているかと思いますが、今後各数値が最新のものに更新されることになりますので、次回以降についてはこのあたりの数値が最新の数値に入れ変わることになってまいります。

次に、認定農業者数の経営数が 19、基本構想水準到達者が 1、認定新規就農者数が 3、農業参入法人が 2、集落営農組織が 1 となっております。

2 農業委員会の現在の体制ですが、利府町では新制度に基づく農業委員会の体制となっております。農業委員数定数9名に対して、実数9名、農地利用最適化推進員定数5名に対して、実数5名となっております。

6ページをご覧ください。

ローマ数字のⅡ 担い手への農地の利用集積・集約化についてでございますが、昨年4月現在で、管内農地面積が 367ha ございまして、これまでの集積面積、担い手の賃貸借、売買等によって増加した分を含む担い手の経営面積になりますが、こちらが

43ha、割り替えしました集積率が 11.7%となっております。

令和7年3月末までの実績ですが、集積目標について 47ha としておりました。

これに対し、実績が 12ha 増の 59ha となりました。

このうち 8.0ha が新規による売買、利用権設定等により新たに増えたもので、達成状況が 125.5%となっております。

7ページをお開きください。

ローマ数字のⅢ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてでございます。

1の現状及び課題のところになりますが、令和3年度から令和5年度までの新規参入者を記載いたしましたが、令和4年度に2経営体が新規参入しております。

2の令和6年度の目標及び実績ということで、参入目標1経営体に対し、参入実績も1経営体となっており、達成状況が 100%となっております。

こちらの1経営体につきましては、県の農業大学校を卒業され「認定新規就農者」として認定を受け、すでに就農を開始している「XXXXXXXXXXさん」となります。

参入目標の面積ですが、目標 1.0ha に対して、参入実績面積は 0.2ha となっております。

新規就農者のXXXXXXXXXXさんですが、まず、沢乙地区の20aのほ場を借り入れ、農業を開始しております。

今後、新たに農地を集積し経営面積を拡大していく計画としております。

8ページをご覧ください。

ローマ数字のⅣ 遊休農地に関する措置に関する評価についてでございます。

1の現状及び課題のところですが、昨年の4月現在で 21ha の遊休農地がございました。全体の農地面積に占める割合は「5.82%」になります。

2の令和6年度の目標及び実績のところですが、年度内の遊休農地の解消目標面積「2.8ha」の解消を目標としておりましたところ、実績が2倍近くとなる「5.1ha」となり、達成状況が 182.1%となっております。

これは令和6年度中に申請のありました農地転用により遊休農地であったが農地転用となり、農地外となったもの及び昨年12月23日の第9回総会において承認いただきました「遊休農地の非農地判断」において、非農地と判断され、農地の位置付けから除外し、その後、令和7年1月31日付けで「非農地通知書」を該当者あて送付しておりますが、その非農地として判断した土地の面積が該当します。

内訳としましては、遊休農地解消実績の面積「5.1ha」のうち非農地判断面積が「3.1ha」であります。

3、2の目標の達成に向けた活動ですが、下段の活動実績欄に記載のとおり、農地の利用意向調査を行いまして、調査したほ場が「432 筆」、調査面積としましては「34ha」となっております。

9ページをお開きください。

ローマ数字のV 違反転用への適正な対応ということで、令和6年度実績としまして違反転用は確認できませんでしたので「0」記載でございます。

10ページをご覧ください。

ローマ数字のVI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてでございます。

農地法第3条に基づく許可事務については、県から事務移譲を受けており、町にて審査・許可を行っておりますが、令和6年度の申請につきましては12件、許可件数としましては52件でございました。この52件については、ほ場の数となります。

許可申請を受けてから許可書を交付するまでの処理期間ですが、標準処理期間として申請書を受理してから「30日間」1ヶ月以内の処理という日数が基準として設けられております。

令和6年度の年間平均処理期間ですが、計算しましたところ「27日」となりまして、標準処理期間を下回りました。

せつかくの年1回の本案件の報告なのでお話しさせていただきますと、3条申請に関わらず、申請書関係を受理した後は、当然のことながら直近の総会へ案件として諮らせていただき委員の皆様にご審議いただいております。

申請者からの申請書の提出〆切を毎月10日までとさせていただいておりますので、例えば締め切り後の11日以降に提出されたなどという場合は、翌月の総会開催まで1ヶ月以上の日数が空くこととなりますので、処理日数は45日前後どうしても日数がかさんでしまうことになります。

しかし、事務処理としましては最短で行うよう心がけておりますのでご報告でございます。

次に、農地転用に関する事務としましては、令和6年度の処理件数は23件でございました。

転用申請について、書類を受け取り、総会に諮り、県への進達、その後の許可まで要する平均の事務処理期間は、県が定める標準処理期間の30日に対し、「13日」となりました。

こちらにつきましては、県許可となります市街化調整区域内農地の転用案件と併せ、町許可となる市街化区域内農地の転用案件の両方がありますので、市街化調整区域内農地の案件は総会承認後、県への進達を行い、県において審議され、その後許可さ

れることから、申請から許可までは約1ヶ月半程度の期間を要します。

しかし、町許可となる市街化区域内農地の届出案件については、最短で翌日には届出受理通知書を交付するよう心がけておりますことから、許可案件、届出案件を合わせた平均の処理期間で「13日」となります。

迅速な事務処理ができたものと考えております。

11ページをお開きください。

3 農地所有適格法人からの報告への対応ということで、1法人に対し、法人設立後から年1回の農業委員会への報告書の提出を依頼し、報告をいただいております。

1法人については、[REDACTED]を運営する[REDACTED]
[REDACTED]でございます。

4 情報の提供等ということで、調査対象賃貸借件数、これは利用権設定数になりますが、申請が33件ありまして、権利移動した件数、ほ場の数は54件、54筆となりました。

これらにつきましては、利府町賃借料情報としてチラシの配布や町ホームページにおいて公表しております。

賃借料情報につきましては、毎年2月に翌年度分の参考にしていただくように提供していることから、数値については令和6年1月～12月までの数値の取りまとめになっており、ただいまご説明いたしました利用権設定申請数33件、権利移動件数54件の数値につきましては、令和6年4月～令和7年3月までの数値になりますので数値に違いがございます。

参考までですが、賃借料情報にまとめまして記載しました数値は、利用権設定申請数19件、権利移動件数76件でございます。

毎年度、利用権設定に係る申請については、年度末につれて申請数が多くなりますので、令和6年1月～3月と令和7年1月～3月での申請数の差分の数値の違いということになります。

次に12ページをご覧ください。

ローマ数字のⅧの1 総会等の議事録の公表ですが、農業委員会等に関する法律第33条に基づき、総会終了後速やかに議事録を作成、議事録署名人となった委員から翌月の総会開催前に署名をいただき、その後、町ホームページにて公表しております。

ただいま説明させていただいております本案件の内容についてもホームページで公表いたします。

以上でございます。

議長 事務局の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

伊藤 信一 委員

7ページお願いします。

前にも聞いたかなと思うのですが、令和4年度の新規参入者って

さんとさんですよね？

さんはわかるんですが、さんはどういうことをされてるんですか？

田んぼを作っているとか畑を作っているとか、そういうことです。

事務局 さんですが、の事業をされているところですが、会社として農業にも参入するということで法人格を取得しております。

法人を立ち上げた際の社長さんが体調を崩されてしまいまして、交代することになったんです。

令和5・6年とそういうバタバタの時期となってしまう、会社としても農業分野の方で動けない状態でありました。

法人を立ち上げたものの事業を開始できないでしまったといった状況であります。

伊藤 信一 委員

なるほど、そういうことですね。

農地を活用して何かしら耕作するという計画ではあったんですね、わかりました。

事務局 ただ、法人を立ち上げておりますので、いずれ何かしらの動きは見えてくるものと思います。

櫻井 孝一 委員

今日の朝のニュースでやっておりましたが、バス会社が農業に参入するという
ことで、運転手さんが田んぼをやっている、大型機械を導入してね。

渡邊 賢 会長

私からですいません、単純なんですけど7ページ、2番の令和6年度目標・実績のところ、1haの参入目標に対して実績0.2haであれば単純に20%ではないですか？15%となっているので。

事務局 細かいですけど、0.2haのところ「0.15ha」でありまして、四捨五入で「0.2ha」となります。

表のセル内に計算式が入っておりまして、入力「0.15ha」としてありますので、入力した数字「0.15ha」から「15%」と自動計算で読み込まれたものです。

0. 2 h a のセルの式を小数点第 2 位までの設定とし、表示が「0. 1 5 h a」
となるようにしたいと思います。

議 長 その他ございますか。

高橋 信博 委員

10 ページお願いします。

農地転用の項目なのですが、先週お伺いした内容で、昨年まではイオンの土建屋さんが管理していたんですが、今年から中国人の方が借りている場所がありまして、寒風沢の 57-3 の件です。

今はうちの森林組合の境界を復元していただいてまして、それに伴い地目を確認しましたら「田」だったんですね。

農地転用の申請もされていないということ、それと今年から中国人が土地を借りているようで、廃棄物の中間処理をしているようなんです。

そもそも廃棄物の中間処理の許可も受けているのかどうかというところなので、こういう後から違反転用と思われる案件が見つかった場合、農業委員会としてどのように動いていくことになるのかということをお聞きしたいです。

伊藤 信一 委員

所在地の住所教えてください。

高橋 信博 委員

■さんで貸しているところです。

今年の 1 月から貸しているようなんですが。

伊藤 信一 委員

どこの 57-3 です？

事務局 春日の寒風沢の 57-3 になります。

惣ノ関ダムに曲がったところです、カレー屋さんがあってすぐ後ろのところです。

高橋 信博 委員

前は「■」さんという土建屋さんが借りていたんですが、そこが去年でやめますということになりましたが、次に借りるのが中国人だということで、事業内容が雲をつかむような内容だったもので。

伊藤 信一 委員

「■」さんでも地目が田んぼとして借りていたんですかね？

高橋 信博 委員

地目は当時から田んぼになっていたようです。

■さんでも農地転用の申請は出していないようなお話でした。

事務局 航空写真を遡ってみても、最低でも30年以上は現状のように資材置場ですとか駐車場として使われていたと思われます。

高橋 信博 委員

今回、前の「■」との契約が終わりまして、今度新たに中国の貿易会社と契約したということで、遡っての農地転用の申請が出てこないものなのかということですがどうでしょうか？

櫻井 孝一 委員

前のところがいたところから中国人はいたんではないの？

高橋 信博 委員

「■」さんは多賀城かどっかの会社のはずです。

伊藤 信一 委員

今いる会社が中国人がやっているということですね。

高橋 信博 委員

前は大郷町に会社があったようですが、■さんが現地を貸すとなったときに会社の登記もされているようですから、大丈夫なのかなと思っていたんです。

会社の社長と話もしようとしたんですが、話にならないんですね。

境界をはみ出している部分について、うちの組合としてはその部分は貸しませんよと。

■さんでも境界杭がどこにあるかわからないでいる状態ですから、現在復元してもらっております。

うちの森林組合の土地にはみ出して使っている部分に関しては戻してもらおうと考えています。

事務局 農転の件については、■さんに確認してみたいと思います。

転用の申請関係について遡って調べてみたのですが、転用申請された経緯は見つけられませんでしたので出されていない可能性が高いと思われます。

この場所に関しては、農地であるということはまったくわかりませんでした、まず現状が田んぼではない場所なので。

高橋 信博 委員

たまたま今回の杭復元してもらうとき、家屋調査士さんが持ってきた書類を見たら地目が「田」になっていたので、これ農地転用の申請出してるのかなってなったもんですから。

議 長 それではよろしいですか。

本案件は協議案件でございますので、承認いたします。

事務局においては、表題より「(案)」を削除し、速やかにホームページ等で公表するようお願いします。

議 長 次に、その他に移ります。

(1)履行確認について、担当委員を割り当てます。

資料2ページ、番号1について、5番 櫻井 孝一 委員 に履行確認をお願いします。

議 長 次に、13ページから15ページまでの、転用事業の履行確認の状況について、委員の皆さんよりご報告をお願いいたします。

3番 桂嶋 賢一 委員

14ページ 1172番 完了です。

2番 鈴木 ハマ子 委員

14ページ 1174番 完了です。

13番 高橋 信博 委員

14ページ 1169番 完了です。

10番 庄司 安伸 委員

13ページ 1116番 一時転用で残土置き場なんですけど、とっくに終了しているんですけど、この一時転用の場合どのようにしたらいいのでしょうか？

事務局　　これ、[REDACTED]さんっていうところなんですが、電話がありまして残土置き場で一時転用の届出を出しているんですが、その許可後に所有者さんとお話しされたのかわからないんですが、残土置き場ではなくなっています？

庄司 安伸 委員

そのままですよ。畑に戻るのかなって思ってたんだけども。田んぼかな。

事務局　　一時転用では出しているんですけど、当時とは話が変わってきたとのことで、状況としては・・・、もう利用は終わっているということですか？

庄司 安伸 委員

転用末日っていうところ、令和5年の12月20日なんですよ、もう期間は終わっているんで完了報告でよろしいですか？

事務局　　よろしいかと思います。

庄司 安伸 委員

はい、わかりました。では、1116番 完了です。

続いて、1117番、これも完了です。よろしくお願いします。

あと、事務局にお願いします。

この「転用事業履行確認表」に記載している住所地「外●筆」というところ、これね、外●筆ってどこかわからないから探すのが大変なんですよ。

事務局　　庄司委員さんの今のお話は、例えば資料13ページの上から4つ目、988番、地番のところ飯土井字新長者23番 外2筆とか、他にもありますが、この「外●筆」の部分の地番も入れ込んでほしいということでよろしいですよね？
この「外●筆」の部分を入れるようにしたいと思います。

庄司 安伸 委員

田んぼの作付けの部分であればわかるんですけど、住宅建築の部分になるとわからないんでね。

議 長　　はい、それでは他にございませんか？

では、ないようですので、(1) 履行確認について、を終了します。

議 長　　次に(2)、次回の総会日程について、事務局から説明をお願いします。

局 長　　次回の第4回総会の日程でございますが、令和7年7月25日（金曜日）午後2時から役場2階 第1会議室で開催したいと思いますのでよろしくお願い

します。

また、この後、農地パトロールを実施いたします。

車両の準備をいたしますので委員の皆様も準備いただき、庁舎南側の駐車場付近でお待ちください。

なお、農地パトロール終了後、延期とさせていただいておりました歓送迎会を午後6時より開催したいと思いますので時間までお集まりいただきますようお願いいたします。

議 長 それでは、次回は令和7年7月25日（金曜日）の午後2時から役場2階の第1会議室で開催いたしますので御参集願います。

議 長 他に委員の皆さんからご意見などございませんか。

櫻井 孝一 委員

観光梨園、経営者変わりましたが、観光梨園のところの草刈りをこの間したんですが、観光梨園の看板がそのままになってたんで、いつまでもそのままにしてるのもどうかと思って。

かけ替えたらいいいんじゃないでしょうか？

事務局 商工観光課に伝えておきます。

櫻井 孝一 委員

それから、 さんとこの件なんですけど、初期確認ってどのタイミングで始まったと判断すればいいのでしょうか？

まだほんの少し土を盛った感じなんですよ。これ初期確認としていいのかどうか。

事務局 最初に現地の木を切ったりしなければならぬということでは言われてましたので、届け出前にはもう作業自体は始められてたんですね。

徐々に作業自体も進んできているので、初期確認ということではよろしいと思います。

櫻井 孝一 委員

でも、切った木って1本くらいだよ？そこからは進んでないな。

事務局 切り始めたのは見てたので、動き始めてはいるかと思うのですが。

櫻井 孝一 委員

うん、ただそこから進んでないんだね。

伊藤 英樹 委員

活動記録セットのコピーを取り忘れたから取らせてほしいということのようなんですが？

事務局

すみません、全員ではないんです。

該当する委員にはお電話させていただいております。

伊藤 英樹 委員

連絡来てない人はいいいんですね？

事務局

はい。

伊藤 英樹 委員

わかりました。

他にございませんか？

それではなければ事務局からお願いします。

【事務局から事務連絡】

議 長

他にございませんか？

それでは、その他を終了します。

これで議長の任を終わらせていただきます。

局 長

ありがとうございました。

5 閉 会

局 長

最後に、閉会のご挨拶を 鈴木 ハマ子職務代理者からお願いします。

(鈴木ハマ子 会長職務代理 閉会挨拶)

局 長

ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回 農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

この後の農地パトロールもよろしくお願いします。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和7年7月25日

7 番委員

菊地 豊志 

8 番委員

郷家 瓦合子 

